

船橋市監査委員告示第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 5 年度から令和元年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和 3 年 1 2 月 7 日

船橋市監査委員	栗	林	紀	子
同	齋	藤	弘	之
同	大	矢	敏	子
同	橋	本	和	子

令和元年度

市長等からの通知年月日 令和3年10月28日

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 （令和3年7月1日現在）	今後の方針 （令和3年7月1日現在）
1	保健体育課	60	指摘	保健体育課において、各学校から提出があった震災時対応マニュアルについて内容を確認する必要がある。 特に、震災時対応マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか等を確認し、その内容に不備があるときにはその是正を指示、指導する仕組みを構築する必要があるものと考えられる。 現在、ひな形を参考に各学校で震災時対応マニュアルを作成することとなっているが、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校との連携を深められたい。	R2.11.12	令和3年3月に、震災時対応マニュアルのひな型を改訂した。	改訂版マニュアルのひな型に基づいて各校の震災時対応マニュアルの見直しをせしめらう。令和4年度に各学校の震災時対応マニュアルが改訂されているか確認する。
13	学務課	80	指摘	奨学金の返還の納期限については、一律に3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した返還方法のとりの納期限とすることを徹底されたい。 また、督促は、法令に従い必ず実施しなければならないものであり(船橋市債権管理条例第6条)、また、時効中断の効力を有するものである(地方自治法第236条第4項)ことから、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、船橋市債権管理条例施行規則第5条第1項に従い、履行期限後30日以内に督促する事務を徹底されたい。	R2.11.12	現行の運用における債権管理条例施行規則に基づいた督促事務を行っているが、借受者の選択した返還方法による納期限を管理するための事務構築作業を行っている。	当該債権の適正な管理をするうえでは、システム導入が望ましいため、他市のシステム導入状況を調査するとともに、本市の奨学金事務に対応した仕様書、機能要件を作成し、令和4年度予算要求を行う。並行して、システムを活用した事務運用を構築していく。
29	学務課 (特別支援学校) (豊富中学校)	109	指摘	学校で保管している現金については、受払のあった都度、日付、摘要、金額を記載し、受領者印、出納者印、確認者印を残しておくことをルール化し、運用されたい。 そのために、既存の記録簿の様式を変更するか、若しくは、新たな様式で出納簿を作成する等の対応を図られたい。 なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。	R2.11.12	釣銭については、令和2年4月に既に措置済みとなっており、校納金については、令和3年6月に書式変更し、措置を講じた。	左記のとおり措置済み。
37	総合教育センター	118	指摘	学習バス借上げ事業業務委託において、業務完了報告書に記載されている個々の運行実績についての運行計画等との照合や計算チェックといった実在性・正確性の観点からの詳細な検証は既に行われているが、今後は、業務完了報告書の全体を眺めて記載内容に違和感がないか、記載の漏れがないかという網羅性の観点からのチェックを取り入れる等、本件のような事務ミスの再発防止に資する具体的な検証方法を研究し実践されたい。	R2.11.12	令和2年9月よりバスの運行が開始されてから、最初に、業務完了報告書を2人の職員で確認し、間違いがないかチェックしている。次に、運行前に委託会社から配車毎に送付された日時、配車台数(大型・中型)、予定される運行時間、運行距離などが記載された「運行引受書」と業務完了報告書を2人の職員で照合して記載漏れや誤り等がないか確認している。訂正すべきことがあったときは、その都度委託会社へ連絡し、委託会社と総合教育センターの綿密な連携を図るとともに、チェック内容を記録している。その後、総務班に提出し、担当職員が再チェックを行うことで、3人によるチェック体制を整えている。	左記のとおり措置済み。
69	指導課	172	指摘	指導課においては、各学校が公表している自己評価結果の内容を確認したうえで、自己評価結果の内容がガイドライン等に照らして不十分であると判断した学校に対しては、自己評価結果の公表内容を改めるよう指導されたい。	R2.11.12	令和2年度より、各学校の学校評価の報告書と公表を確認することし、各学校から令和3年3月上旬に学校評価の報告書と、公表した学校評価の結果を提出させ、内容を確認した。自己評価結果の内容がガイドライン等に照らして不十分である学校に対しては、自己評価結果の公表内容を改めさせた。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 （令和3年7月1日現在）	今後の方針 （令和3年7月1日現在）
94	保健体育課 (各学校) 危機管理課	210	指摘	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれたい。	R2.11.12	令和3年3月に、震災時対応マニュアルのひな型を改訂し、教職員に対しての研修等について記載した。	令和4年度に各学校の震災時対応マニュアルを確認する際に、教職員の研修等について記載されているかを確認する。
98	保健体育課 (各学校) 危機管理課	211	指摘	ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われない。	R2.11.12	令和3年2月に、津波浸水想定区域内にある小学校9校、および中学校6校に対して、ハザードマップを使い説明を行った。その際、校内安全マップについても作成するよう依頼した。また、2次避難場所、3次避難場所についても決めておくように指導した。令和3年3月に、震災時対応マニュアルのひな型を改訂し、2次避難場所、3次避難場所について記載した。（保健体育課） 令和2年8月に改訂した「洪水・内水ハザードマップ」を各学校に配布し、令和3年2月に、津波浸水想定区域内にある小学校9校、および中学校6校に対して、ハザードマップを使い説明を行った。その際、校内安全マップについても作成するよう依頼した。（危機管理課）	令和4年度に各学校の震災時対応マニュアルを確認する際に、該当の15校については2次避難場所、3次避難場所について設定されているかを確認する。（保健体育課） 左記のとおり措置済み。（危機管理課）